
証券教育広報委員会の設置に伴う本協会規則の制定について

日証協・平 1 7 . 3 . 3 0

本協会では、3月15日の証券戦略会議において、「証券教育広報委員会」の設置及び「証券教育広報委員会規則」の制定を行った。

本協会では、証券知識の教育・普及・啓発事業の一段の拡充・強化を図る観点から、4月1日付けで社団法人証券広報センターとの機能統合を行ったが、証券教育広報委員会は、当該統合に伴い、証券知識の教育・普及・啓発事業の中立性・公正性を確保するため、本協会の付属機関として設置したものであり、本委員会の委員には、その趣旨を踏まえ、本協会の会員代表者や証券関係団体等の役員等に加え、公益的な立場から学識経験者や学校関係者などの方々に就任いただいているところである。

本規則は、平成17年4月1日から施行する。

本規則の全文は、以下のとおりである。

証券教育広報委員会規則 (平 17. 3. 30)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第70条の 2 第 3 項の規定に基づき、中立・公正な立場から有価証券及び証券市場に関する知識の普及及び啓発並びに証券広報を行う証券教育広報委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定める。

(実 施 機 関)

第 2 条 本協会は、有価証券及び証券市場に関する知識の普及及び啓発並びに証券広報の執行を行うため、実施機関として、証券教育広報センターを置く。

2 証券教育広報センターは、支部を置くことができる。

第 2 章 委 員 会

(構 成)

第 3 条 委員会は、会員代表者若しくは会員の役員（定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員を含む）、証券会社又は投資信託委託業者等をもって構成された法人、証券取引所、金融広報中央委員会の役員若しくはこれに準ずる者又は学識経験者のうちから選任する委員11人以内をもって構成する。

(委 員)

第 4 条 委員は、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは前任の委員がその職務を継続して執行する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。

3 委員長は、会議の議長となり、有価証券及び証券市場に関する知識の普及及び啓発並びに証券広報の執行を指揮する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

(委員会の招集)

第 6 条 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定 足 数)

第 7 条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

(議 決)

第 8 条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

2 委員は、1 個の議決権を有する。ただし、委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

(書面等による委員会)

第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(委員以外の者の出席)

第 10 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議 事 録)

第 11 条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第 9 条第 1 項の書面による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(細 則)

第 12 条 委員会は、有価証券及び証券市場に関する知識の普及及び啓発並びに証券広報の執行に関し必要があると認めるとき、若しくは同委員会の議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。